

# 「次世代育成支援法」一般事業主行動計画を策定いたしました

2020年4月1日

## 【次世代育成支援対策法とは】

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から集中的かつ、計画的に取り組んでいくためにつくられた法律です。

## 【一般事業主行動計画とは】

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備等の取り組みを行うため実施する次世代育成支援対策に関する計画です。

性別に関係なく社員が仕事と子育てを両立させることができ、全社員が働きやすい職場環境をつくることによって、一人一人の社員のよさを活かし能力が十分に発揮できるようにするために、当社では次のように行動計画を策定しました。

## 一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

## 2. 目標

- ①男性社員が育児休業を取得しやすい環境を作る
- ②労務管理を整備し、多様な働き方ができる環境づくりに向けて段階的に取り組む
- ③法定外労働時間の削減に取り組む
- ④年次有給休暇の取得率を上げる
- ⑤CSR活動に積極的に取り組む

## 3.取組内容

目標①：男性社員が育児休業を取得しやすい環境を作る

- ・配偶者が出産した男性社員に、育休制度の案内を社員とその上の上司に行い、制度周知と取りやすい環境づくりを目指す

・男性社員の育休取得経験者からの話を聞く場を設定する。育休取得のためのワークシェアリング、効率性、など具体的な取組みがあれば共有していく

目標②：労務管理を整備し、多様な働き方ができる環境づくりに向けて段階的に取り組む

- ・きちんと労務管理ができるような環境を整備する
- ・管理職、管理職手前の社員への労務管理への理解を深める取り組みを行う
- ・看護休暇、介護休暇の時間単位の取得の整備
- ・社員に子が小学校入学まで、育児短時間制度を取得できる制度を周知し、取得しやすい職場環境をつくる

目標③：法定外労働時間の削減に取り組む

- ・引き続き、毎月第2・4週の水曜日をノー残業デーとして時間外労働の削減に取り組む

目標④：年次有給休暇の取得率を上げる

- ・年次有給休暇の取得日数について定期的にアナウンスし取得日数の増加を目指す

目標⑤：CSR活動に積極的に取り組む

- ・当社のCSR活動として、日本ティーボール協会と協同で、ティーボールの活動と発展に積極的に取り組む